

生活福祉資金コロナ特例貸付の総合支援資金(再貸付)の 償還免除の申請が始まっています！

【対象】

- ① 2021年(令和3年)3月～2021年(令和3年)12月の間に、生活福祉資金コロナ特例貸付(再貸付)を利用した。
- ② 借受人(貸付を利用された方)の2024年度(令和6年度)の住民税が非課税である。
- ③ 借受人の世帯の世帯主の2024年度(令和6年度)の住民税が非課税である。

償還免除の可能性のある方には、ご自宅に長野県社会福祉協議会から
償還免除に関する通知が届いていますのでご確認ください！

ご不明な点等ございましたら、『まいさぽ須坂』までご相談ください！

まいさぽ須坂
〒382-0087
須坂市大字 344-1-60(東横町)須坂ショッピングセンター内
Tel :026-248-9977
Mail :maisapo@suzaka-shakyo.jp

